

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他()		
要望項目名	廃棄物再生処理用設備に対する課税標準の特例措置		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自動車部品再利用製品製造設備 ・ 特例措置の内容 取得後3年度分の償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価額を3/4とする。 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法附則第15条第15項 地方税法施行令附則第11条第23項 地方税法施行規則附則第6条第41項 		
要望理由	自動車部品再利用製品製造設備については、自動車部品をリユースするため必要不可欠な設備であり、また、その利用主体は中小企業が多くを占めることから、税制上の措置によって広くインセンティブを付与することにより、事業者によるリユース設備の導入促進を図り、資源の有効利用を推進するため。		
減収見込額	(初年度) 60 (62) (平年度) 63 (64) (単位: 百万円)		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 財投： 日本政策金融公庫中小企業事業の低利融資 日本政策金融公庫国民生活事業の低利融資 	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 財投： 日本政策金融公庫中小企業事業の低利融資 日本政策金融公庫国民生活事業の低利融資 	
過去の要望経緯	昭和49年度 制度創設 その後、対象設備の追加・縮減等、19回の改正を経て、現在に至る。 (改正内容は別紙1参照)		
本要望に対応する縮減案	対象設備の縮減（空きびん洗浄処理装置）		